教科に関する専門的事項の改正（2024（令和6）年4月1日施行）に関するまとめ

2023/8/11時点の情報をもとに作成

１．改正対象の教科

（１）中学校

理科、技術、家庭

（２）高等学校

理科、家庭、情報

２．改正の背景・検討経過

（１）答申＜2022（令和4）年12月19日＞

○　『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（[令和4年12月19日中央教育審議会答申](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm)）において、「教科に関する専門的事項に関する科目」の必要な見直しについて提言がなされた。

34頁

|  |
| --- |
| ２.多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成  （1）教職課程における多様な専門性を有する教師の養成  ②.専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成の促進  令和4年度から小学校高学年における教科担任制が本格的に導入されたが、教科指導の専門性を有する教師による多様な教材を活用したより熟練した指導や、児童生徒の発達段階を理解した小学校から中学校への円滑な接続等の観点からは、小学校と中学校の両方の免許状を有する教師を増やしていくことが望ましい。  〈略〉  また、既に小学校や中学校等の免許状を有する現職の教師等についても、免許法認定講習や、大学での科目等履修等により、複数校種・複数教科の免許状保有を促すことも重要である。  「教科に関する専門的事項に関する科目」についても、学習指導要領等との整合性について改めて確認することも重要である。教育職員免許法施行規則に掲げる事項が多い教科について、中学校二種免許状を取得しようとする場合、同規則で定める最低単位数を超える単位の取得を要するケースが生じている。このため、「教科に関する専門的事項に関する科目」について、専門的事項の数が多い教科を中心に必要な見直しを行うべきである。 |

（２）教科に関する専門的事項に関する検討委員会の設置＜2023（令和5）年4月26日＞

（３）教科に関する専門的事項に関する検討委員会（第1回）開催＜2023（令和5）年5月12日＞

対象教科を１．の教科と定め、以降ワーキンググループでの検討が重ねられた。

（４）教科に関する専門的事項に関する検討委員会（第2回）開催＜2023（令和5）年7月21日＞

[教科に関する専門的事項に関する検討委員会まとめ（案）](https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/000245928.pdf)を提示・了承

（５）教員養成部会（第136回）開催＜2023（令和5）年8月10日＞

検討委員会まとめを了承・改正省令案の提示

○[検討委員会まとめ](https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20230810-mxt_kyoikujinzai01-000002456_2.pdf)

○[改正に係るスケジュール（予定）](https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20230810-mxt_kyoikujinzai01-000002456_3.pdf)

○[改正の概要](https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20230810-mxt_kyoikujinzai01-000002456_4.pdf)

○[改正省令案](https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20230810-mxt_kyoikujinzai01-000002456_5.pdf)

（６）[パブリックコメントの実施](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001322&Mode=0)＜2023（令和5）年8月11日～9月9日＞

３．今後対応が必要な内容

（１）教育課程の変更届の提出

2024（令和6）年度以降入学生から適用。2023（令和5）年度以前入学生にも遡及させるかどうかは大学に委ねられる。

ただし、現在、本改正に係る教科の教職課程認定申請をしている大学（令和6年度開設分申請）については、認定後の計画変更届手続において、改正内容の変更対応を受け付ける。

（２）学力に関する証明書の様式変更

2024（令和6）年4月1日以降交付分の新法（平成28年改正法。以降に本資料にでてくる新法も平成28年改正法を指す。）様式での発行にあたっては、改正後の科目区分の名称にして発行することとなる。

４．経過措置の対象者

（１）2023年度以前入学生で卒業までに改正前の単位を修得する者

（２）（１）に該当しない者で、2023年度中に改正前の科目の単位を修得した者（科目等履修生）

５．読み替えの原則

（１）新法旧規則（2019年度以降入学から2023年度入学生が適用）下において修得した科目の単位を新法新規則の科目の単位として、大学において判断する余地なくみなす場合（附則第2条第2項～第4項）と大学の判断により読み替える場合（附則第5項・第6項）がある。

→条文の締めくくりが、「みなす。」でとなっているか、「みなすことができる。」となっているかで見分ける。

（２）旧法（平成10年改正法）以前に修得した科目の単位を今回の改正後の科目の単位に読み替えるかどうかは大学の裁量事項となる。

６．条文解説

（１）改正後の科目の単位とみなす＜附則第2条第1項＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第2条　令和6年3月31日において認定課程（教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程をいう。以下同じ。）を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに次の表の第三欄に掲げる科目の単位を修得すもの又は令和6年3月31日までに認定課程において同欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第4条第1項の表備考第一号又は第5条第1項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次の表の第三欄に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の単位については、同表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる科目の単位とみなす。 | | | | |
|  | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |  |
|  | この省令による改正の教育職員 免許法施行規則に規定する科目 | 旧規則に規定する科目 |
| 中学校教諭 | 材料加工（実習を含む。） | 木材加工（製図及び実習を含む。） |
| 金属加工（製図及び実習を含む 。） |
| 生物育成 | 栽培（実習を含む。） |
| 情報とコンピュータ | 情報とコンピュータ（実習を含む。） |
| 被服学（被服実習を含む。） | 被服学（被服製作実習を含む。） |
| 保育学 | 保育学（実習を含む。） |
| 高等学校教諭 | 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」 | 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 |
| 被服学（被服実習を含む。） | 被服学（被服製作実習を含む。） |
| 住居学 | 住居学（製図を含む。） |
| 保育学 | 保育学（実習及び家庭看護を含む。） |
| コンピュータ・情報処理 | コンピュータ・情報処理（実習を含む。） |
| 情報システム | 情報システム（実習を含む。） |
| 情報通信ネットワーク | 情報通信ネットワーク（実習を含む。） |
| マルチメディア表現・マルチメディア技術 | マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） |
|  | | | | |

括弧書きが削除されたり、括弧書きの内容が変更となった科目区分が該当する。これらの科目区分については、改正前の科目の単位を修得できれば、改正後の科目の単位にみなされる。

対象教科：技術、家庭（中高）、理科（高）、情報

|  |
| --- |
| 2　令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業する までに物理学実験（コンピュータ活用を含む。 ）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）（以下「旧物理学実験等」という。）の科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに 認定課程において旧物理学実験等の科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則第4条第1項の表備考 第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、旧物理学実験等の 科目の単位については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」 という。）第4条第1項の表備考第一号に規定する物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の科目の単位とみなす。 |

中学理科に関する規定。

改正前の中学校理科科目区分の 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」および「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の4分野の実験科目全てを既に修得した者、または卒業までに修得する者については、改正後の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」を修得した者とみなされる。

なお、改正前の当該実験科目のうち、一部実験科目を修得した者（例えば「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」のみ修得した場合）の単位は、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位として算入することができる（附則第2条第5項）。

|  |
| --- |
| 3　令和 6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業する までに機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。） の科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則第4条第1項の表備考第一号に規定する教科に関する専 門的事項に関する科目の単位のうち、機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位については、新規則第4条第1項の表備考第一号に規定する機械・電気（実習を含む。）の科目の単位とみなす。 |

　技術に関する規定。

改正後の「機械・電気（実習を含む。）」については、改正前の「機械（実習を含む。）」および「電気（実習を含む。）」の両方を修得した者についてのみ、修得したものとみなされる。

なお、改正前の「機械（実習を含む。）」または「電気（実習を含む。）」のいずれかの科目を修得した者の単位は改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位として算入することができる（附則第2条第5項）。

|  |
| --- |
| 4　令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則第5条第1項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位については、新規則第5条第1項の表備考第一号に規定する情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理の科目の 単位とみなす。 |

　情報に関する規定。

改正後の「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」については、改正前の「情報社会・情報倫理」および「情報と職業」の両方を修得した者についてのみ、修得したものとみなされる。なお、改正前の「情報社会・情報倫理」または「情報と職業」のいずれかの科目を修得した者の単位は改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位として算入することができる（附則第2条第6項）。

|  |
| --- |
| 5　令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあっては、旧規則第4条第1項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。  一　物理学実験（コンピュータ活用を含む。）  二　化学実験（コンピュータ活用を含む。）  三　生物学実験 （コンピュータ活用を含む。）  四　地学実験（コンピュータ活用を含む。）  五　機械（実習を含む。）  六　電気（実習を含む。） |

　中学理科・技術に関する規定。

改正前の科目区分において、すべての分野の単位を修得できなかった場合、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位として算入することができる。

|  |
| --- |
| 6　令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第4 項の規定の適用を受ける場合を除く）にあっては、旧規則第5条第1項の表備考第一号に規定する教科にする専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。  一　家庭電気・家庭機械・情報処理  二　情報社会・情報倫理  三　情報と職業 |

高校家庭・情報に関する規定。

改正前の科目区分において、すべての分野の単位を修得できなかった場合、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位として算入することができる。

家庭の「家庭電気・家庭機械・情報処理」については今回の改正により科目区分自体が削除されたため、教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすにあたっては、学力に関する証明書の科目区分欄、保育学の下に「家庭電気・家庭機械・情報処理」という欄を設けて、そこで単位修得証明をすることになる。

つまり、改正後の科目区分に該当する区分はなくなったものの、教科に関する専門的事項に関する科目の総単位数に算入することは可能ということになる。

これは2000（平成12）年の免許法施行規則改正時にも同様のことがあった（中学家庭の「家庭電気・機械」が削除された）。その時の解釈事例（平成12年12月15日付け事務連絡）において、次のように示された。

「家庭電気・機械」については、科目そのものが削除されているため、「家庭電気・機械」として単位修得証明を行った上で、免許状授与の際に教科に関する科目の単位数として算入することになる。

今回も同様の取り扱いになる。

７．条文解釈全般について

どの条文においても改正前の科目の単位を修得した場合、改正後の科目の単位を修得したものとみなす、またはみなすことができるとされている。これは旧科目区分で修得した単位を新科目区分の単位数としてみなす、または、みなすことができるということであり、修得した内容が改正後の科目区分においても一般的包括的内容を満たすかどうかということについては、別途大学にて判断することとなる。

改正前に修得した単位が一般的包括的内容を含む科目であった場合、今回の改正内容からして、基本的に改正後も一般的包括的内容を含む科目であると大学にて判断されることと思われるが、条文上はそこまでカバーしているわけではない。

よって、改正前の一般的包括的内容を含む科目が改正後も一般的包括的内容を含む科目であるかどうかあらかじめ確認しておく必要がある。改正免許法施行規則適用に向けた教育課程の変更届においてその点明確になるので、その時に確認ができると思われる。

８．改正後の規則の適用年度に係る課題

（１）2024年度入学生から改正後の規則を適用する場合

＜メリット＞

2023年度以前入学生は改正前の規則適用、2024年度以降入学生は改正後の規則適用と入学年度で適用法令を分けることができるため、証明書作成事務にとって明確。また、履修指導もしやすい。

＜デメリット＞

学年進行で開講されるため、配当年次が2年次以降の科目の場合、編入生や科目等履修生は2024年度に新規則での履修ができない。

（２）2023年度以前入学生にも改正後の規則を適用する場合

＜メリット＞

全学年とも2024年度以降に修得する科目の単位はすべて改正後の科目の単位と統一することができる。

＜デメリット＞

2023年度以前入学生は、改正前の規則で単位を修得した学生と改正後の規則で単位を修得した学生が混じるため、証明書作成事務が煩雑になる。単位を修得した各授業科目修得年度を見て読み替え対象科目か、そのまま証明する科目かを判断の上、証明しなければならない。

以　上